

北朝霞・朝霞台地区地区交通戦略策定支援業務委託仕様書

1 委託する業務の名称

北朝霞・朝霞台地区地区交通戦略策定支援業務

2 委託する業務の目的

北朝霞・朝霞台地区は、JR 武蔵野線と東武東上線が乗り入れ、一日 14 万人を超える乗降客数を誇る埼玉県随一のターミナル駅を含む地区である。当該駅では、それぞれの路線がクロスし、3つの駅前広場（北朝霞駅東口、北口、朝霞台駅南口）が整備されている。北朝霞駅東口は複数のバス路線やタクシーが乗り入れ、駐車場が整備され、朝霞台駅南口は複数のバス路線が乗り入れ、北朝霞駅北口ではロータリー形状から広場化への再整備が予定されている等、それぞれ特色のある駅前広場となっている。一方、整備から長期間経過し社会情勢も大きく変化していること、また、東武鉄道による朝霞台駅の建替えも検討されていることを踏まえ、乗り換え客で混雑する広場や交通状況が錯綜しているロータリーの再検討が必要となっている。

また、当該地区では、エリアプラットフォームが設立され、官民連携でのまちづくりが進められている。令和7年4月には未来ビジョンが策定され、エリア内のそれぞれの道路についても、エリアの目指す将来像図が示されているとおり、駅前などの人中心の道路や比較的幅員が広く人と車が安全にすみわけされた道路等、特徴に応じた道路の役割分担の検討が必要である。

以上を踏まえ、当該地区における交通状況を整理し、駅前広場及び道路の役割分担等を通して、きめ細やかな街路空間づくりを戦略的にすすめるための計画「地区交通戦略」を策定することとし、本業務は、地区交通戦略の策定を行うことを目的とする。

3 業務を委託する期間

契約締結日 から 令和9年3月25日まで

4 委託する業務の内容

（1）地区交通戦略の策定準備

上位関連計画等を整理し、地区交通戦略の計画条件や施策の方向性を整理するとともに、業務計画書を作成する。

（2）関係機関ヒアリング調査

想定される対象地区内における概ね10年間に実施が望まれる施策計画等を、庁内関係部署や交通事業者（バス会社・タクシー会社・鉄道会社）等にヒアリングし、本計画に位置付ける施策を検討する。

(3) 実態調査

施策の検討に向けた状況を把握するとともに、評価指標の検討に向け、必要な実態調査を実施する。なお、具体的な調査内容（箇所や回数等）については、協議により決定するものとするが、断面歩行者量及び自転車交通量調査を5か所程度、平時と休日の2日間、午前7時から午後7時の連続12時間を想定している。なお、過年度業務等により活用可能な調査結果があれば参考とするものとする。

(4) 地区交通戦略の策定

以下の項目について検討し、その結果や地域公共交通協議会、エリアプラットフォーム部会の結果を踏まえ、地区交通戦略を策定する。

- ① 対象地区内の交通問題やこれまでの取組、上位関連計画における将来都市像や交通体系の実現に向けた交通、まちづくりの課題を整理する。
- ② 課題を解決するための計画目標と施策の方向性や、具体的な施策内容、実施主体、実施内容・時期等、施策の実施により達成すべきアウトカム指標を設定する。
- ③ その際、以下の観点に留意すること。
 - ・エリア内の3つの駅前広場の役割分担について検討すること。ただし、北朝霞駅北口広場については、人中心の広場化工事が予定されており、それを前提とした検討を行うこと。また、東武東上線朝霞台駅については、東武鉄道による駅舎の建替が検討されているため、鉄道事業者とのヒアリング等を通じて、それを見据えた検討とすること。
 - ・エリア内の道路について、それぞれの特徴を踏まえた役割分担（人中心の道路、人と車が安全にすみわけされた道路等）の検討を行うこと。
 - ・駅周辺の駐車場や駐輪場、荷捌きに関する検討を行うこと。
 - ・エリア内で実施されている各種施策（北朝霞駅北口広場化、朝霞台駅南口道路利活用実証実験等）と連携した検討を行うこと。なお、必要な内容については市より貸与する。
 - ・市としてウォークアブルなまちづくりを推進していることを踏まえ、エリア内の回遊性向上につながる取組について検討すること。

(5) パブリック・コメントの実施・集計の支援

地区交通戦略に対するパブリック・コメント（職員から得られるコメントも含む。）の実施及び集計を支援するとともに、収集した意見の整理や、とりまとめた意見への対応方針の提案を行う。なお、職員から得られるコメントは職員コメントとして別途集計する。

(6) 地域公共交通協議会運営支援

会議の資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。(年3回を予定)

(7) 部会活動支援等

当該地区における、官民連携まちづくりのプラットフォームとして設立された北朝霞・朝霞台エリアプラットフォームのうち、交通に関する議題を扱う道路利活用・交通部会においても意見交換を行うこととし、この部会の会議資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。(年3回を予定)

(8) 打合せ協議

初回、中間、納品時に打合せを行う。中間は、地域公共交通協議会前の会長説明を含め6回程度を想定する。

(9) 報告書の作成

以上の検討結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

5 成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。また、他に成果品があれば発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

1. 業務報告書 1部
2. 地区交通戦略本編 原稿
3. 地区交通戦略概要版 原稿
4. 上記に関する電子データ (CD-ROM) 1式

6 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。

また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

7 担当部署

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課 (朝霞市役所 本館5階)

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1514 (直通)

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

8 成果品検査

受託者は業務完了後、所定の手続を経て、市の検査を受けなければならない。

市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

9 支払

市は委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、委託料を支払うものとする。

なお、契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、市は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

10 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報の保護及び障害のある方への適切な対応

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙のとおり個人情報取扱特記事項及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受

託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属する。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

1.1 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。